



# 遺失物取扱いのしおり

(施設占有者の皆様方へ)



令和3年1月  
愛知県警察本部総務部  
会計課監査室



## は　じ　め　に

皆様方が管理している建物などの施設内で、お客様が落とし物を拾って届出があっても、手続きが分からないために警察に提出せず、そのままにされているようなことはないでしょうか。

そのままでは、その落とし物が持ち主に返らないばかりでなく、善意で拾って届け出た方の報労金（お礼）を受ける権利やその物の所有権を取得する権利まで奪ってしまうことになりかねません。

そこで、お客様が施設内で落とし物を拾って届出があったときや自ら（従業員も含む。）が施設内で落とし物を拾ったときにしなければならない手続きをまとめましたので、活用していただき、適正な落とし物の取扱いをお願いいたします。

— 目 次 —

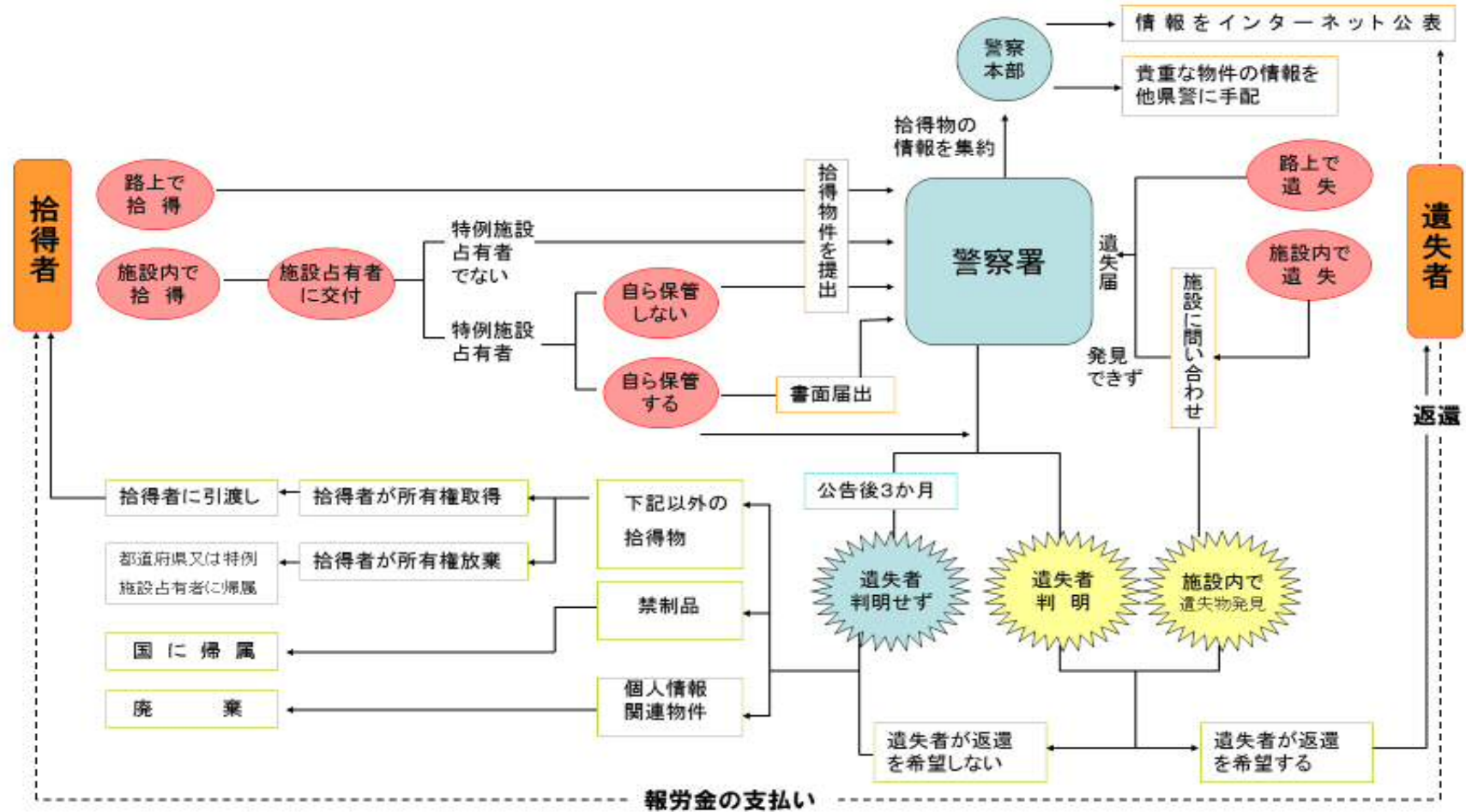
第1	落とし物が拾われたときの取扱い.....	1
1	当しおりで使用している言葉の定義.....	1
2	落とし物が拾われたときの取扱いの流れ.....	2
3	施設内で落とし物が拾われたときの取扱いの流れ.....	3
第2	落とし物や忘れ物をしたら、どうすればよいか.....	6
第3	施設内で落とし物が拾われた場合は、どうすればよいか.....	6
1	一般の方（お客様）が拾得したとき.....	6
2	従業員等が拾得したとき.....	10
3	拾得物件についての掲示について.....	10
4	遺失者（落とした方）への返還について.....	11
5	拾得物件に関する権利について.....	12
6	警察署長への物件の提出.....	14
7	物件の提出を受けた警察署長の措置.....	15
8	警察署長に物件を提出した後に、物件の遺失者が判明したときの 取扱い.....	16
9	所有権が移転した場合の取扱い.....	16
10	公安委員会による施設における拾得物件の取扱いに関する報 告・指示等.....	16
11	罰則.....	17
記載例1	拾得物件受取書.....	18
記載例2	拾得物件一覧簿.....	19
記載例3	拾得物件受領書.....	20
記載例4	提出書.....	21
記載例5	電磁的記録媒体提出票.....	23
記載例6	拾得物件返還申出書.....	24
第4	特例施設占有者による拾得物件の取扱いについて.....	25
1	特例施設占有者の要件.....	25
2	都道府県公安委員会による指定の手続.....	26
3	特例施設占有者の拾得物件の取扱い.....	26
4	罰則.....	32

## 第1 落とし物が捨てられたときの取扱い

### 1 このしおりで使用している言葉の定義

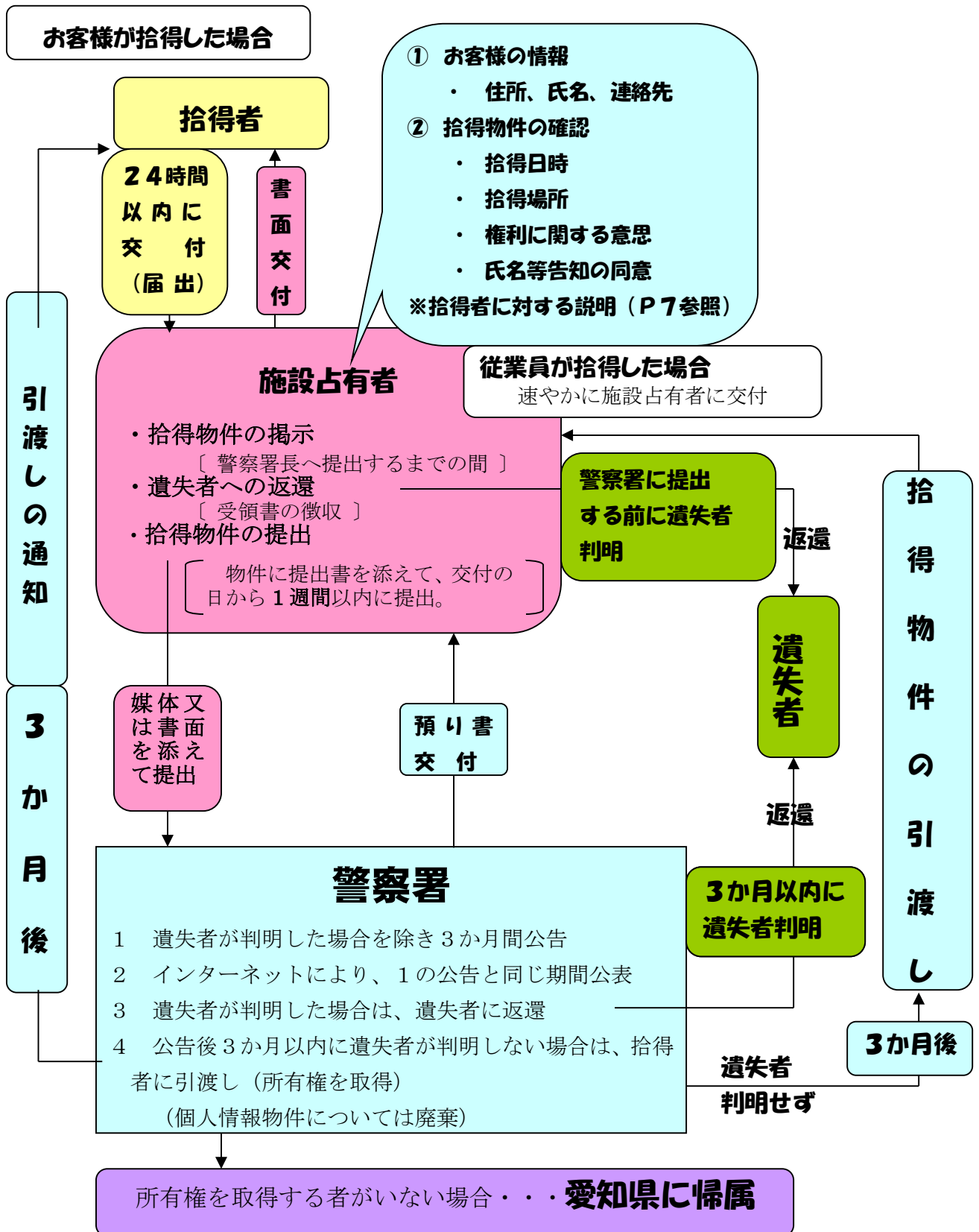
- 「拾得者」とは、落とし物を拾った方をいいます。
- 「遺失者」とは、落とし物をされた方をいいます。
- 「施設」とは、建築物その他の施設（車両等の移動施設を含む。）であって、その管理に当たる者が常駐しているものをいいます。
- 「施設占有者」とは、施設の占有者をいいます。  
**※ みなさんの多くは、この「施設占有者」に該当します。**
- 「特例施設占有者」とは、拾得物件の交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者に該当する施設占有者をいいます。【遺失物法第17条】  
鉄道事業法等の法律に該当するものや、愛知県公安委員会の指定を受けた施設占有者がこれに該当します。

## 2 落とし物が拾われたときの取扱いの流れ



### 3 施設内で落とし物が拾われたときの取扱いの流れ～1

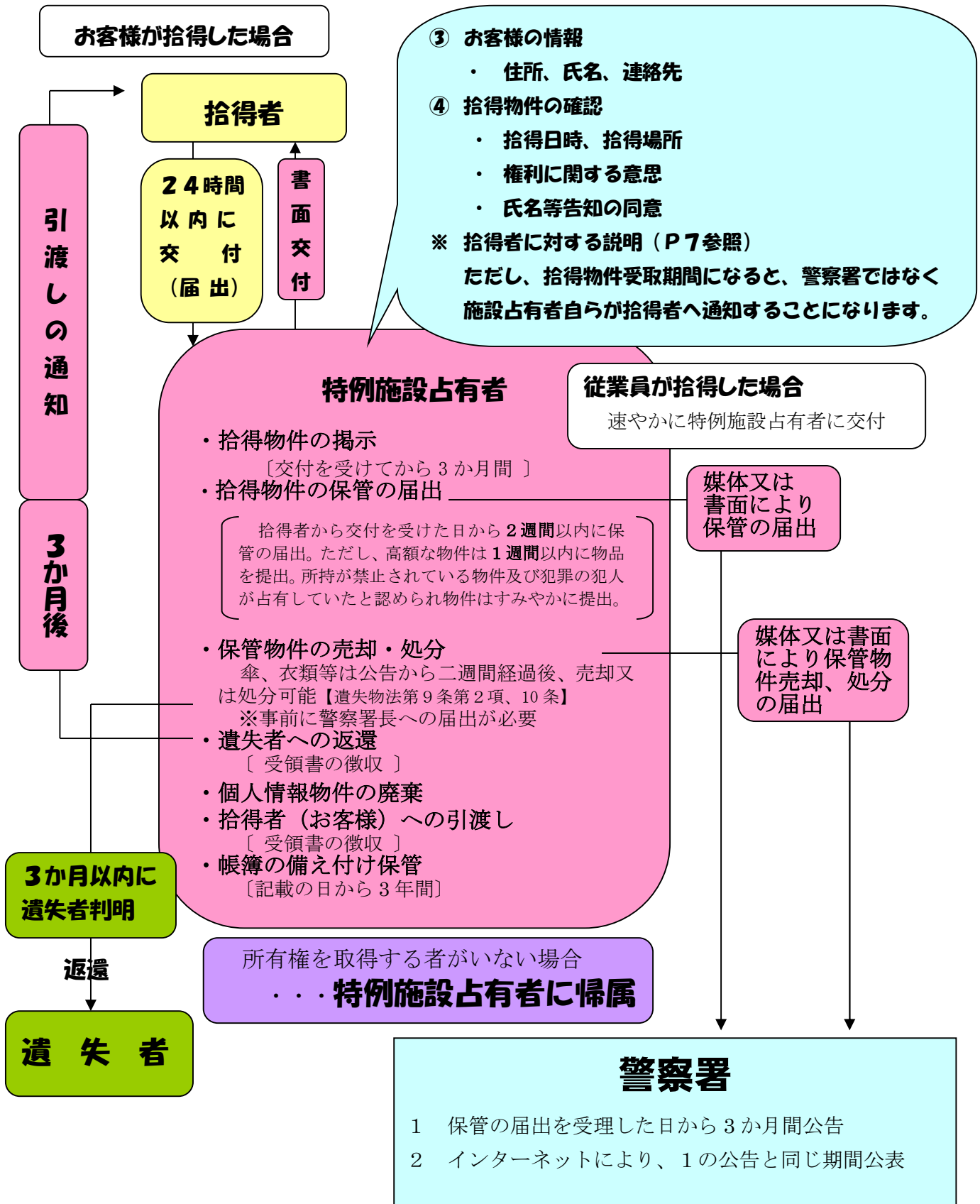
(施設占有者における取扱い)



### 3 施設内で落とし物が拾われたときの取扱いの流れ～2

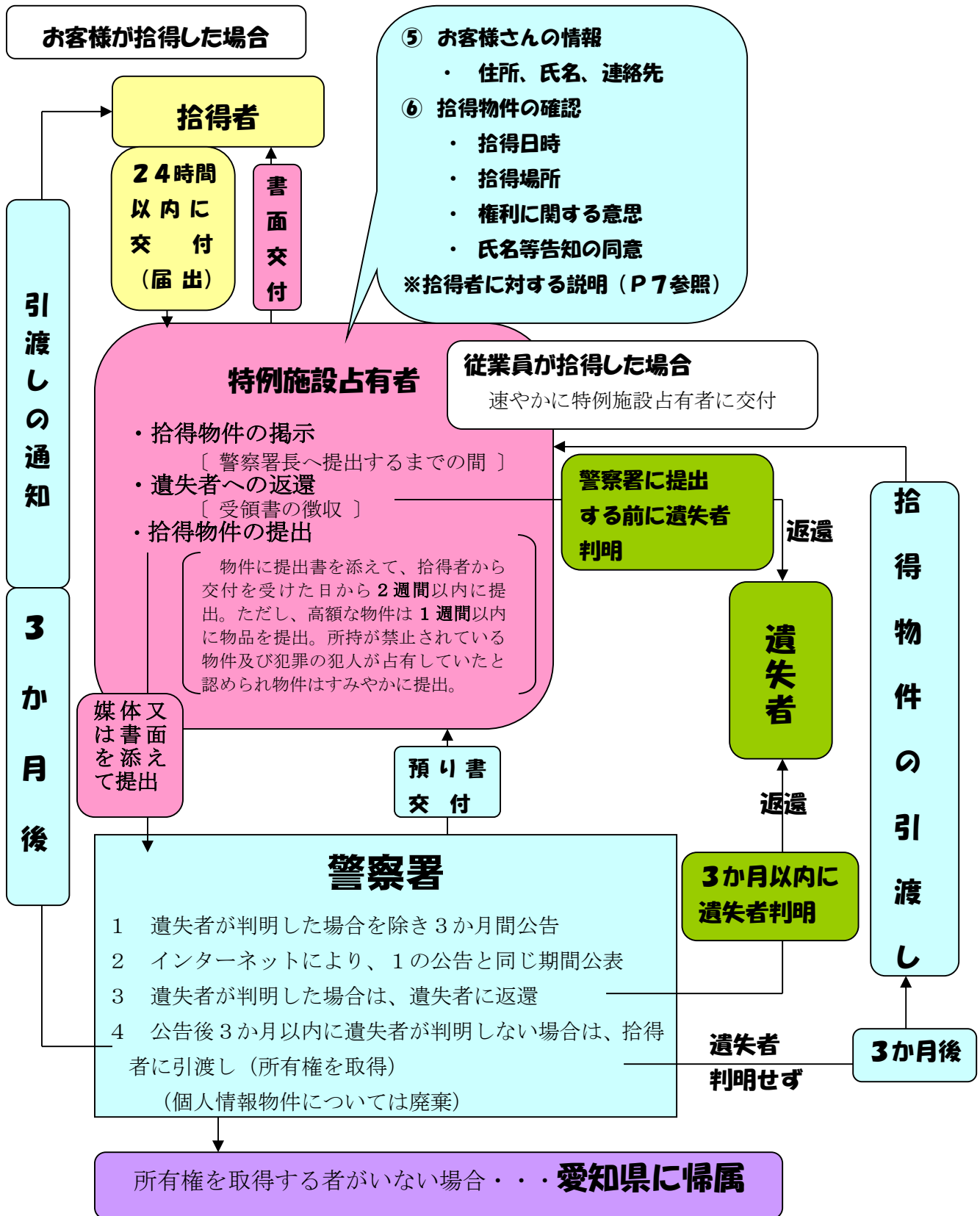
(特例施設占有者における取扱いで、自ら保管する場合)

※詳細は P25 を参照してください。



### 3 施設内で落とし物が拾われたときの取扱いの流れ～3 (特例施設占有者における取扱いで、自ら保管しない場合)

※詳細は P25 を参照してください。





## 第2 落とし物や忘れ物をしたら、どうすればよいか。

**一般の方（お客様）が落とし物や忘れ物をした場合、次の要領を参考にして説明をお願いします。**

「落とし物や忘れ物をしたと思う施設や最寄りの警察署又は交番・駐在所に問い合わせてください。また、発見できなかった場合には、警察署又は交番・駐在所に遺失の届出をしてください。」

「愛知県警察のホームページにアクセスしていただくと、愛知県内で取り扱われた拾得物件に関する情報を見て、落とし物や忘れ物を探することができます。」

- 愛知県警察ホームページアドレス <https://www.pref.aichi.jp/police/>

## 第3 施設内で落とし物が拾われた場合は、どうすればよいか。 (施設占有者の義務等)

### 1 一般の方（お客様）が拾得したとき

#### (1) 拾得者の義務

施設内で物件を拾得した拾得者は、速やかに当該物件をその施設の占有者に交付しなければなりません。  
【遺失物法第4条第2項】

#### (2) 施設占有者の義務

拾得者から交付を受けた施設占有者は、物件を遺失者に返還するか、警察署長へ提出しなければなりません。

【遺失物法第13条第1項】

また、交付を受けたことを証する書面を拾得者の求めに応じ交付しなければなりません。  
【遺失物法第14条】

交付を受けたことを証する書面とは、

- ① 物件の種類及び特徴
- ② 物件の交付を受けた日時
- ③ 施設の名称及び所在地、施設占有者の氏名  
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

が記載されたものとなります。なお、様式は問いません。

記載例 1 (P18)を参考に作成してください。

※ 遺失物法では、この書面を「拾得者の請求があったときは交付しなければならない」と規定していますが、拾得者は、この規定を知らないと思いません。

したがって、拾得者が「拾得物件に関する権利を取得する場合」又は「拾得物件に関する権利を放棄しても、書面の交付を希望するかどうかを確認して、書面の請求があった場合」は、書面を交付するようにしてください。

### (3) 拾得者（落とし物を拾った方）に対する説明

一般の方(お客様)から落とし物の交付を受けたときは、次の事項を確認してください。また、拾われたお金や物品の確認は、拾得者の面前で行ってください。

ア 拾得者情報・・・住所、氏名、連絡先を聞いてください。

イ 拾得日時・・・拾った日時を聞いてください。

拾得者は、拾得の時から 24 時間以内に拾得物件を当該施設の占有者に交付しない場合は、拾得物件に関する権利を失います。

ウ 拾得の場所・・・拾った場所を聞いてください。

遺失者が判明した場合、遺失者への確認要件となります。

## エ 拾得物件に係る権利に関する意思

拾得物件に係る権利とは、

- ・ 交付に要した費用がある場合に請求する権利・・ **費用請求権**
- ・ 遺失者が判明したときにお礼を受け取る権利・・ **報労金(お礼)**
- ・ 遺失者が判明しなかったときに物件を受け取る権利・・ **所有権**

の3つの権利です。(権利の具体的内容は、P9「拾得物件に係る権利について」を参照してください。)

**拾得者の権利はすべての権利を主張することもできますし、すべて又は一部を放棄することもできます。拾得者に権利についての意向を必ず確認してください。**

## オ 拾得者が以下の権利を主張する場合は、拾得者に対し、次の説明もしてください。

- ・ 拾得者が費用又はお礼の権利を主張したケース

「遺失者が判明し、拾得物件を遺失者に返還することとなった場合は、返還後、遺失者から費用又はお礼の相談について連絡があり、遺失者と話し合っていたいただくこととなります。」

- ・ 拾得者が所有権の権利を主張したケース

「遺失者が判明しない場合は保管期間後に拾得物件を受け取ることができます。受取期間になると受け取りについて警察署からお知らせがあります。」

(警察署からのお知らせは、施設占有者が警察署へ当該物件を提出してから、3か月後です。)

## カ 氏名等の告知の同意の有無

- ・ 遺失者が判明したときに、遺失者に住所、氏名、連絡先を告知してもよいか、確認してください。

拾得者が氏名等の告知に同意しない場合は、遺失者に拾得者の氏名等をお知らせすることはできません。したがって報労金(お礼)を受け取れません。

## キ 遺失者氏名等の告知の希望の有無

- ・ 拾得者が氏名(又は名称)及び住所(又は所在地)の告知に同意し、費用又は報労金を請求している場合は、遺失者の氏名等の告知を希望するかどうかを確認してください。

## 拾得物件に係る権利について

### ア 費用請求権

拾得者（一般人）は、施設占有者に交付するために運搬費、交通費等を要した場合に請求することができる権利です。

施設占有者は、自ら拾得し、又は交付を受けた物件を警察署長に提出するために運搬費、交通費等の費用を要した場合に請求することができる権利です。

また、拾得者（一般人）が施設占有者に交付するまでの間、又は施設占有者が、自ら拾得し、又は交付を受けた物件を警察署長に提出するまでの間に、保管のための費用を要していれば、返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける者に対し、その費用を請求することができます。

### イ 報労金（お礼）

拾得者（一般人）は、返還を受ける遺失者から当該物件の5%から20%以下に相当する額を施設占有者と折半で2分の1ずつ（つまり、2.5%から10%）請求することができます。

この場合、たとえ拾得者（一般人）又は施設占有者のどちらかがその権利を放棄しても、お礼を受け取る額（2分の1ずつ）が変わるわけではありません。

アの費用とイの報労金（お礼）の請求権は、拾得物件が遺失者に返還された後1か月を経過すると請求できなくなります。

### ウ 所有権

警察署長に物件を提出してから3か月以内に遺失者が判明しないときに拾得者が当該物件の所有権を取得します。

拾得者（一般人）が所有権を放棄した場合や、24時間以内に施設占有者へ拾得物件を交付しなかった場合は、施設占有者がその権利を取得することができます。

物件の所有権を取得した場合は、当該取得の日から2か月以内に警察署長から引渡しを受けないとその所有権を失います。

## 2 従業員等が拾得したとき

(1) 施設占有者の代理人、使用人その他従業員が施設内で拾得したときは、速やかに当該物件を施設占有者に交付しなければなりません。

**この場合、施設占有者が拾得者となります。**

(2) 施設占有者は、拾得物件を遺失者に返還するか、警察署長へ提出しなければなりません。

## 3 拾得物件についての掲示について

(1) 施設占有者は、その施設を**不特定かつ多数の者が利用する場合**は、その施設を利用する者の見やすい場所に

○ 拾得された物件の種類及び特徴

○ 拾得された物件の拾得の日時及び場所

を掲示するか、これを記載した書面（拾得物件一覧簿）を備え付け、いつでも利用する者に自由に閲覧させることとなっています。

（記載例 2 (P19)を参考に作成してください。）【遺失物法第 16 条】

掲示あるいは備え付ける期間は、

○ 拾った方から物件の交付を受けた日

○ 従業員等が拾得をした日

のいずれかの日から、この物件の遺失者が判明するまでの間又は警察署長に提出するまでの間行ってください。



(2) 物件については、遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間は、施設占有者が責任を持って保管してください。

(3) 拾得した物件のうち、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件や犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、遺失者に返還することなく速やかに、警察署長に提出しなければなりません。（上記に該当する疑いのある物件を取扱った場合は、個別に警察署又は交番・駐在所に速やかにご相談ください。）

## 4 遺失者（落とした方）への返還について

(1) 施設占有者が保管する拾得物件で、警察署長へ提出する前に遺失者が判明した場合は、遺失者の求めに応じ返還することとなります。

この場合は、遺失者に遺失した物件の種類及び特徴を聞いて、保管中の拾得物件の種類及び特徴と照合します。また、氏名、住所等を聞き取り、保管中の拾得物件に記載され、又は記録された氏名、住所等と照合し、遺失者であることを確認の上で返還します。

(2) 遺失者に物件を返還するときは、拾得物件受領書(記載例3(P20))等を用い、遺失者へ返還してください。

(3) 遺失者に返還する物件に関し、拾得者(一般人)が費用の請求権又は報労金(お礼)を受け取る権利を有している場合で、かつ、遺失者に氏名等を告知する同意を得ている場合は、拾得者の氏名、住所等を遺失者にお知らせし、速やかにお礼等を行うよう説明してください。

拾得者と施設占有者はそれぞれ物件の5%から20%以下に相当する額の2分の1の額のお礼を受け取る権利があります。



## 5 拾得物件に関する権利について

### ・遺失物法抜粋

#### (費用の負担)

第 27 条 物件の提出、交付及び保管に要した費用（誤って他人の物を占有した者が要した費用を除く。）は、当該物件の返還を受ける遺失者又は民法第 240 条（第 3 条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第 241 条の規定若しくは第 32 条第 1 項の規定により当該物件の所有権を取得してこれを引き取る者の負担とする。

2 前項の費用については、民法第 295 条から第 302 条までの規定を適用する。

#### (報労金)

第 28 条 物件（誤って占有した他人の物を除く。）の返還を受ける遺失者は、当該物件の価格（第 9 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により売却された物件にあつては、当該売却による代金の額）の 100 分の 5 以上 100 分の 20 以下に相当する額の報労金を拾得者に支払わなければならない。

2 前項の遺失者は、当該物件の交付を受けた施設占有者があるときは、同項の規定にかかわらず、拾得者及び当該施設占有者に対し、それぞれ同項に規定する額の 2 分の 1 の額の報労金を支払わなければならない。

3 国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の公法人は、前 2 項の報労金を請求することができない。

#### (費用及び報労金の請求権の期間の制限)

第 29 条 第 27 条第 1 項の費用及び前条第 1 項又は第 2 項の報労金は、物件が遺失者に返還された後 1 箇月を経過したときは、請求することができない。

#### (拾得者等の費用償還義務の免除)

第 30 条 拾得者（民法第 241 条ただし書に規定する他人を含む。）は、あらかじめ警察署長（第 4 条第 2 項に規定する拾得者にあつては、施設占有者）に申告して物件に関する一切の権利を放棄し、第 27 条第 1 項の費用を償還する義務を免れることができる。

#### (遺失者の費用償還義務等の免除)

第 31 条 遺失者は、物件についてその有する権利を放棄して、第 27 条第 1 項の費用を償還する義務及び第 28 条第 1 項又は第 2 項の報労金を支払う義務を免れることができる。

#### (遺失者の権利放棄による拾得者の所有権取得等)

第 32 条 すべての遺失者が物件についてその有する権利を放棄したときは、拾得者が当該物件の所有権を取得する。ただし、民法第 241 条ただし書に規定する埋蔵物については、同条ただし書の規定の例による。

2 前項の規定により物件の所有権を取得する者は、その取得する権利を放棄して、第 27 条第 1 項の費用を償還する義務を免れることができる。

(施設占有者の権利取得等)

第 33 条 第 4 条第 2 項に規定する拾得者が、その交付をした物件について第 30 条若しくは前条第 2 項の規定により権利を放棄したとき又は次条第 3 号に該当して同条の規定により権利を失ったときは、当該交付を受けた施設占有者を拾得者とみなして、民法第 240 条の規定並びに第 30 条並びに前条第 1 項本文及び第 2 項の規定を適用する。この場合において、第 30 条中「警察署長（第 4 条第 2 項に規定する拾得者にあつては、施設占有者）」とあるのは、「警察署長」とする。

(費用請求権等の喪失)

第 34 条 次の各号のいずれかに該当する者は、その拾得をし、又は交付を受けた物件について、第 27 条第 1 項の費用及び第 28 条第 1 項又は第 2 項の報労金を請求する権利並びに民法第 240 条若しくは第 241 条の規定又は第 32 条第 1 項の規定により所有権を取得する権利を失う。

一 拾得をした物件又は交付を受けた物件を横領したことにより処罰された者

二 拾得の日から一週間以内に第 4 条第 1 項の規定による提出をしなかった拾得者（同条第 2 項に規定する拾得者及び自ら拾得をした施設占有者を除く。）

三 拾得の時から 24 時間以内に交付をしなかった第 4 条第 2 項に規定する拾得者

四 交付を受け、又は自ら拾得をした日から 1 週間以内に第 4 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定による提出をしなかった施設占有者（特例施設占有者を除く。）

五 交付を受け、又は自ら拾得をした日から 2 週間以内（第 4 条第 1 項ただし書及び第 13 条第 1 項ただし書に規定する物件並びに第 17 条前段の政令で定める高額な物件にあつては、1 週間以内）に第 4 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定による提出をしなかった特例施設占有者（第 17 条前段の規定によりその提出をしないことができる場合を除く。）

(拾得者等の所有権の喪失)

第 36 条 民法第 240 条若しくは第 241 条の規定又は第 32 条第 1 項の規定により物件の所有権を取得した者は、当該取得の日から 2 箇月以内に当該物件を警察署長又は特例施設占有者から引き取らないときは、その所有権を失う。



## 6 警察署長への物件の提出

- (1) 施設占有者は、3により拾得物件の掲示をしても遺失者が判明しないときは、拾得者（一般人）から交付を受けた日、又は自ら拾得した日から1週間以内に、次に掲げる事項を記載した「提出書」（記載例4（P21～22）を参考）を拾得物件に添えて警察署長に提出しなければなりません。

### 提出書の記載事項

- 1 物件に関する事項
  - イ 物件の種類及び特徴
  - ロ 物件の拾得の日時及び場所
  - ハ 物件の交付の日時
- 2 施設占有者及び拾得者に関する事項
  - イ 施設占有者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 拾得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
  - ハ 施設占有者及び拾得者の費用請求権等の有無
  - ニ 同意の有無

- (2) 提出書に代えて、提出書の内容を記録化した電磁的記録媒体で提出することもできます。この場合には、電磁的記録媒体提出票も併せて提出します。（記載例5を使用してください。）

### — 施設占有者様へのお知らせ —

愛知県警察では、施設占有者に義務付けられた拾得物件に関しての一連の事務を行うことができる簡易ソフト「遺失物管理プログラム」を準備しています。

このソフトを利用していただくと、

- 拾得者に交付する書面～拾得物件の交付を受けたことを証する書面（拾得物件受取書（P18））
- 掲示用の書面～拾得物件一覧簿（P19）
- 提出書～拾得物件に添えて警察署長に提出する書面（P21, 22）

を作成することができます。

ご希望の場合は、最寄りの警察署会計課へお尋ねください。

(3) 参考

**◎ なぜ、施設内で拾得した人は、施設占有者に拾得物件を交付しなければならぬのでしょうか？**

施設内において物を落としたり、忘れていたりした人は、まずはその施設に問い合わせることが多いことから、拾得した人に施設占有者への拾得物件の交付を義務付けておけば、拾得物件の早期返還が図られると考えられるためです。

また、「施設」には、施設の管理に当たる者が常駐しており、施設内で物件を拾得した人は、容易にその施設占有者に物件を交付することができるからです。

**◎ いつまでに、物件を交付（提出）すればよいのでしょうか？**

施設内で物件を拾得した人は、直ちに施設占有者に交付することができるため、交付までに24時間を経過した場合には、物件に関する権利は失われることとなります。この場合と拾得者（一般人）が物件に関する権利を放棄した場合は、施設占有者が拾得者とみなされ物件の所有権を得ることができます。

**◎ いつまでに、物件を警察署長に提出すればよいのでしょうか。**

施設占有者は、拾得者（一般人）から交付された物件及び自ら拾得した物件を警察署長に1週間を経過して提出した場合には、施設占有者としての物件に関する権利を失うこととなります。

1週間を超えてしまった場合でも、拾得された物件を遺失者は探しているかもしれません。必ず、警察署長へ提出してください。

## **7 物件の提出を受けた警察署長の措置**

- (1) 警察署長は、物件を提出した施設占有者に対し、提出を受けたことを証する書面として「拾得物件預り書」を交付します。

【遺失物法第5条】

なお、この拾得物件預り書は、当該物件の所有権を取得し、警察署長から引渡しを受ける場合に必要となりますので紛失しないように保管してください

い。

- (2) 警察署長は、「拾得物件一覧簿」を警察署の遺失物を取り扱う窓口に備え付け、遺失者が判明した場合を除き3か月間公告します。

【遺失物法第7条第3項・第4項】

また、公告と同じ期間インターネットにより公表もします。

【遺失物法第8条第2項】

- (3) 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者が判明すれば物件を遺失者に返還します。

【遺失物法第6条】

## **8 警察署長に物件を提出した後に、物件の遺失者が判明したときの取扱い**

- (1) 施設占有者は、拾得物件を警察署長に提出した後に、遺失者が判明し、返還の申し出があったときは、拾得物件返還申出書（記載例6(P24)）を遺失者に渡し、警察署（本署）へ受け取りに行くように案内してください。

- (2) 警察署における返還の取扱時間は、平日の午前9時から午後5時までの間です。なお、土曜日・日曜日及び休日（12月29日から1月3日までの年末年始を含む。）は取扱いしておりませんので、その旨の説明もしてください。

## **9 所有権が移転した場合の取扱い**

- (1) 警察署長に提出した物件は、警察署長が物件の公告をした後3か月以内に遺失者が判明しないときは、拾得者が所有権を取得します。

【民法第240条】

- (2) 施設占有者が物件の所有権を取得した場合は、引渡しがされますので、7の(1)で交付した拾得物件預り書を持って警察署へ受け取りに来てください。

なお、警察署で受け取ることができる期間は、拾得物件預り書の「拾得者の物件引取期間」に記載された期間内です。

- (3) 施設内で拾得した一般の人が所有権を取得した場合は、警察署長から、直接拾得された方に物件の所有権を取得した旨の通知を行います。

## **10 公安委員会による施設における拾得物件の取扱いに関する報告・指示等**

遺失物法に規定された「施設占有者の義務」の履行状況を確認するための都道府県公安委員会の事務が次のとおり定められています。

- (1) 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、この法律の施行に必要な限度において、施設占有者に対し、その交付を受け、又は自ら拾得した物件に関し、報告又は資料の提出を求めることができます。

【遺失物法第 25 条】

- (2) 公安委員会は、施設占有者が行うべき義務に違反した場合において、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その利益を保護するため必要な限度において、必要な指示をすることができます。

【遺失物法第 26 条】

## 11 罰則

施設占有者に対する次の罰則が次のとおり規定されています。

- (1) 公安委員会の指示に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【遺失物法第41条】

- (2) 拾得者へ物件の交付を受けた旨の書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者は、30万円以下の罰金に処する。

【遺失物法第 42 条第 1 号】

- (3) 公安委員会が求めた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

【遺失物法第42条第 5 号】

〔記載例 1〕

## 拾得物件受取書

受理の日時	年 月 日 時 分頃	整理番号				
拾得の日時	年 月 日 時 分頃					
拾得の場所						
拾得者 住所(所在地) 氏名	住所 フリガナ 氏名	電話番号(連絡先)				
拾 得 物 件	現 金	金 種				
	円	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円硬貨 枚
		100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚	1円硬貨 枚
	物件の種類	特徴等(形状、模様、品質等)			点数	
権利放棄の申告	<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用、報労金(お礼)を受け取る権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 氏名					
氏名等告知の同意	なくした方へ、住所・氏名・連絡先を告知することに同意 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない                      氏名					
上記の物件を預かりました。 <input type="checkbox"/> 警察署長に提出をした後、3か月以内に落とし主が判明しないときは、あなたがこの物件の所有権を取得します。ただし、個人情報の記録された物件については所有権を取得することができません。 なお、引渡しの期間は、警察署から通知されます。						
施設の名称及び所在地 施設占有者氏名			取扱者			

※2部作成し、1部は拾得者へ交付し、1部は施設占有者の控えとしてください。

拾得物件一覧簿

月 日 ( )

整理番号	拾得の日時	物件の種類及び特徴	拾得場所	備考
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			
	月 日 時 分			

[記載例2]

〔記載例3〕

## 拾得物件受領書

整理番号				
拾 得 物 件 品	現金	円		
	物 品	物品の種類	特徴等（形状、模様、品質等）	点数
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>電話番号その他の連絡先</p>				
備 考				

## 提 出 書

遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。

愛知県 警察署長 殿

年 月 日

氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号その他の連絡先

※受理番号

No	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権利等	拾得日時・場所	整理番号等 備考
	現金(内訳)	物 品				
			氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 喪失 <input type="checkbox"/> 一部放棄 <input type="checkbox"/> 費用 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 氏名の告知 の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分 A・P 拾得場所 交付日時 年 月 日 時 分 A・P	
			氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 喪失 <input type="checkbox"/> 一部放棄 <input type="checkbox"/> 費用 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 氏名の告知 の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分 A・P 拾得場所 交付日時 年 月 日 時 分 A・P	

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。  
 2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。  
 3 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物件の所有権を取得する権利について、拾得者が、これらのすべてを放棄している場合には棄権の□内にレ印を、法第34条の規定によりこれらを失っている場合には失権の□内にレ印をそれぞれ付し、それ以外の場合には有権の□内にレ印を付すこと。  
 なお、一部の権利のみを放棄している場合は、当該放棄した権利について□内にレ印を付すこと。  
 4 同意欄については、法第13条第2項において準用する法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしないときは無の□内にレ印を付すこと。また、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときは、いずれの□にもレ印は付さず、同意の有無が不明である旨を備考欄に記載すること。

〔記載例4〕



No	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権利等	拾得日時・場所		整理番号等 備考
	現金(内訳)	物 品			拾得日時	拾得場所	
			氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 喪失 <input type="checkbox"/> 一部放棄 <input type="checkbox"/> 費用 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 氏名の告知 の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分 A・P 拾得場所 交付日時 年 月 日 時 分 A・P		
			氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 喪失 <input type="checkbox"/> 一部放棄 <input type="checkbox"/> 費用 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 氏名の告知 の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分 A・P 拾得場所 交付日時 年 月 日 時 分 A・P		
			氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 喪失 <input type="checkbox"/> 一部放棄 <input type="checkbox"/> 費用 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 氏名の告知 の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分 A・P 拾得場所 交付日時 年 月 日 時 分 A・P		
			氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 喪失 <input type="checkbox"/> 一部放棄 <input type="checkbox"/> 費用 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 氏名の告知 の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分 A・P 拾得場所 交付日時 年 月 日 時 分 A・P		

別記様式第14号 (第41条関係)

<b>電磁的記録媒体提出票</b>	
遺失物法施行規則	第26条 第28条第2項 第28条第3項 第31条第1項 第32条 第33条第1項
の規定により提出すべき書類に記載することとされ	
ている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。 本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。	
年 月 日	
殿	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
1 電磁的記録媒体に記録された事項	
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類	

- 備考
- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
  - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 4 該当事項がない場合は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

愛知県 警察署長 殿

施設占有者住所

氏名

## 拾得物件返還申出書

年 月 日に提出しました拾得物件のうち、下記物件の遺失届があり、調査したところ、相違ないものと認められるので遺失者に返還されるよう申し出ます。

警察署受理番号	第 号
届出番号	第 号 (整理番号第 号)
物件の種類 特徴等 (形状、模様、品質等)	
遺失者住所、氏名	

## 第4 特例施設占有者による拾得物件の取扱いについて

公共交通機関や百貨店など不特定多数の者が利用する施設において多くの落とし物や忘れ物を取り扱い、かつ、これを適切に保管することができる事業者を対象に、「特例施設占有者制度」が設けられております。

### 1 特例施設占有者の要件

公共交通機関、百貨店、遊園地などの店舗などの施設占有者のうち特例施設占有者となることができるのは、次の一定の公共交通機関のほか都道府県公安委員会から指定を受けた施設占有者です。

以下(1)から(4)までに該当する施設占有者は、特段の申請行為等を行うことなく自動的に特例施設占有者となります。

【遺失物法第17条・遺失物法施行令第5条】

- (1) 鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業又は第二種鉄道事業（旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、鉄道事業者として国土交通大臣の許可を受けたもの
- (2) 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、一般乗合旅客自動車運送事業者として国土交通大臣の許可を受けたもの
- (3) 海上運送法に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、一般旅客定期航路事業者として国土交通大臣の許可を受けたもの
- (4) 航空法に規定する国際航空運送事業（本邦内の地点と本邦外の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客を運送するものに限る。）又は国内定期航空運送事業（旅客を運送するものに限る。）の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、航空運送事業者として国土交通大臣の許可を受けたもの
- (5) 百貨店、遊園地その他の不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占

有者であって、次に掲げる要件に該当するものとして国家公安委員会規則で定めるところによりその施設（移動施設にあっては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（当該所在地が道の区域（道警察本部の所在地を包括する方面の区域を除く。）にある場合にあっては、方面公安委員会）が指定したもの

ア 交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が(1)から(4)に掲げる者に準じて多数に上ると認められる者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法第 235 条、第 243 条（同法第 235 条の未遂罪に係る部分に限る。）、第 247 条、第 254 条、第 256 条第 2 項若しくは第 261 条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

(ウ) 心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

(エ) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに(ア)から(ウ)に該当する者があるもの

ウ 交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であること。

## 2 都道府県公安委員会による指定の手続

(1) 1 の(5)に該当する特例施設占有者の指定は、指定を受けようとする施設占有者の申請に基づき、各都道府県の公安委員会が行います。

(2) 公安委員会への申請に必要な書面あるいは基準などの詳細については、最寄りの警察署会計課にお尋ねください。

## 3 特例施設占有者の拾得物件の取扱い

(1) 拾得物件を自ら保管することができます。

ア 特例施設占有者は、当該施設内において施設の利用者である一般人などから拾得物件の交付を受けた日又は、自ら拾得した日から2週間以内に拾得物件に関する事項を警察署長に届け出たときは、その拾得物件を自ら保管できます（警察署長への提出が免除されます。）。

【遺失物法第17条】

イ 取り扱った拾得物件を自ら保管するか、又は警察署長に提出するかは、特例施設占有者自身の判断によります。

何を自ら保管し、また、何を提出するかについては、取り扱う地域（店舗）、取り扱う物件の種類ごとに決めることもできます。

ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物件、犯罪の犯人が占有していたと認められる物件及び10万円以上の高額な物件については、自ら保管はできず、警察署長に提出しなければなりません。

- ※ 特例施設占有者であっても警察署長への提出を免除されない高額な物件
- ・ 10万円以上の現金
  - ・ 額面金額又はその合計額が10万円以上の有価証券
  - ・ 貴金属、宝石その他の物であってその価額又はその合計額が10万円以上であると明らかに認められるもの

ウ 拾得物件を自ら保管する場合には、あらかじめ、電磁的記録媒体による届出又は次の届出書（遺失物法施行規則別記様式第13号）による届出が必要となります。

別記様式第13号（第31条、第32条、第33条関係）

<p><b>保管物件 物件売却 物件処分 届出書</b></p> <p>第17条 遺失物法 第20条第3項 の規定により届出をします。 第21条第2項</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿 氏名又は名称 住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">電話番号その他の連絡先</p>					
※受理番号					
保管施設の 名称等		名称 所在地 電話番号その他の連絡先			
番号	物件の種類及び特徴等		拾得日時・場所	交付日時	整理 番号
	現金	物 品			
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
備考					

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
  - 2 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 3 □印のある欄については該当の□内にし印を付すこと。
  - 4 「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は廃棄の届出をする場合に記載すること。
  - 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

## **(2) 警察署長に提出（届出）するまでの期間が2週間になります。**

特例施設占有者は、お客様などの一般人の方から拾得物件の交付を受け、又は自ら拾得した日から警察署長に提出（届出）するまでの期間が2週間になります。

施設占有者は、拾得者から拾得物件の交付を受けた日から1週間以内に警察署長に差出しを行わなければなりません。特例施設占有者に該当する事業者はこの期間が2週間となります。

ただし、

- ・法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件
- ・犯罪の犯人が占有していたと認められる物件

にあつては、速やかに警察署長に差出しを行ってください。

【遺失物法第4条】

- ・政令で定める高額な物件（提出を免除されない物件）

10万円以上の現金

額面金額又はその合計額が10万円以上の有価証券

貴金属、宝石その他の物であつてその価額又はその合計額が10万円以上であると明らかに認められる物件

にあつては1週間以内に警察署長に差出しを行ってください。

【遺失物法第17条】

## **(3) 傘や衣類など大量・安価な物件等は、2週間以内に落とし主が見つからない場合は売却することができます。**

ア 特例施設占有者は、保管物件が、傘、衣類などの日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物として政令で定めるもの又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要する物として政令で定めるものである場合は、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは、事前に警察署長へ売却する旨の届出をした上で、売却することができます。

【遺失物法第20条】



◎ 日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物として政令で定めるもの

- 1 傘
- 2 衣類
- 3 ハンカチ、マフラー、ネクタイ、ベルトその他衣類と共に身に付ける繊維製品又は皮革製品
- 4 履物
- 5 自転車

◎ その保管に不相当な費用若しくは手数を要する物として政令で定めるもの

- ・ 動物

イ 滅失又は毀損するおそれのある物件等についても、事前に警察署長へ届出をした上で、売却することができます。

ウ 保管物件を売却した場合、売却による代金から売却に要した費用を差し引いた残金を当該物件とみなし、保管することとなります。

**(4) 保管物件の売却処分を行ったが、買受人がない場合等において、廃棄処分等を行う旨の届出を警察署長にしたときは（売却の際に届出をしている場合を除く。）、廃棄その他の処分をすることができます。**

※ 廃棄等の処分ができる場合【遺失物法第21条】

- 1 売却につき買受人がないとき
- 2 売却代金の見込額が売却に要する費用に満たないと認められるとき
- 3 売却することができないと認められるとき

**(5) 保管物件の売却及び処分の方法・手続は、警察署長による売却及び処分の場合と同様のものになります。**

ア 特例施設占有者が行う保管物件の売却方法(令第7条～第9条)

(ア) 原則として一般競争入札又は競り売り（以下「一般競争入札」といいます。

(イ) 次に掲げる物のいずれかに該当する物件については、随意契約により売却することができる。

- ・ 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物
- ・ 一般競争入札等に付したが買受けの申込みをする者がなかった物
- ・ 売却による代金の見込額が1万円を超えないと認められる物

イ 特例施設占有者が行う保管物件の売却手続

(ア) 一般競争入札等に付そうとするときは、一般競争入札等の日の前日から起算して少なくとも5日前までに、物件の名称等、入札の種類、入札の日時・場所買受代金の納付方法等について公告しなければならない。

(イ) (ア)の公告は、公告事項を特例施設占有者の管理する公衆の見やすい場所に掲示し、又は公告事項を記載した書面をその管理する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより行う。

(ウ) 随意契約によるうとするときは、なるべく2以上の者から見積書を徴さなければならない。

ウ 特例施設占有者が行う保管物件の処分方法

(ア) 保管物件の処分は、これを廃棄し、又はこれを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡すことにより行うものとする。ただし、動物の処分は、これを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地においてこれを放つことにより行うものとする。

(イ) (ア)にかかわらず、個人情報関連物件に該当するものの処分は国家公安委員会規則で定めるところにより、これを廃棄することにより行うものとする。

**(6) 拾得物件を自ら保管した場合には、次の手続をとることとなります。**

ア 帳簿を備え、保管した物件に関する事項を記載することとなります。  
その帳簿は、記載の日から3年間保存しなければなりません。

【遺失物法第23条及び遺失物法施行規則第39条】

イ 遺失者が判明したとき、遺失者に返還するとき、遺失者が判明せず拾得者に所有権が移転するとき等には、遺失者や拾得者に通知をすることとなります。

【遺失物法施行規則第35条】

ウ 遺失者に返還するとき、所有権を取得した拾得者に引き渡すときは、本人であることを確実に確認する必要があります。

【遺失物法第22条及び遺失物法施行規則第37条】

エ 個人情報関連物件は、保管期間内に遺失者が判明しなかった場合は、速やかに廃棄することとなります。

【遺失物法第37条及び遺失物法施行規則第38条】

## 4 罰則

施設占有者に対する罰則とともに、特例施設占有者に対する罰則が定められております。

### (1) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

特例施設占有者の行為が遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認められるときは、公安委員会がその利益を保護するため必要な指示を行うことができるが、この指示に違反した者 【遺失物法第41条】

### (2) 30万円以下の罰金

ア 書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

イ 売却又は廃棄の届出をせず、又は虚偽の届出をして売却又は処分をした者

ウ 帳簿を備えず、帳簿を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

エ 公安委員会の求めに応じ、保管物件に関し報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

オ 公安委員会の求めに応じ、保管物件に関し報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は保管物件の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

カ 帰属した個人情報関連物件の速やかな廃棄を怠った者

【遺失物法第42条】